

●香川県告示第16号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	御供所漁港	御供所漁港海岸	<p>1 指定場所 坂出市御供所町三丁目、同市番の州公園、同市沖の浜地先</p> <p>2 指定区域 東西2つの区域に分かれ、西側の区域は、基点1、基点2、基点3、基点4、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1を順次直線で結んだ線と補助点1から基点1に左回りの北緯34度19分25秒2776、東経133度50分14秒5090を中心とした半径500m円弧により囲まれた区域。東側の区域は、基点5、基点6、基点7、基点8を順次直線で結んだ線と基点8から補助点7に左回りの北緯34度19分25秒2776、東経133度50分14秒5090を中心とした半径500m円弧により結んだ線と補助点6、補助点5、基点5を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。） 基点1 坂出市番の洲公園8番地先の標杭 基点2 基点1から260度12分、3.7メートルの地点 基点3 基点2から169度45分、257.7メートルの地点 基点4 基点3から79度45分、157.2メートルの地点 基点5 基点4から80度52分、136.3メートルの地点 基点6 基点5から94度08分、3.9メートルの地点 基点7 基点6から66度30分、397.0メートルの地点 基点8 基点7から336度28分、5.9メートルの地点 補助点1 基点1から50度07分、23.0メートルの地点 補助点2 基点3から34度43分、33.6メートルの地点 補助点3 基点4から27度57分、30.4メートルの地点 補助点4 基点4から79度48分、18.8メートルの地点 補助点5 基点5から246度53分、43.7メートルの地点 補助点6 基点5から274度56分、49.8メートルの地点 補助点7 基点8から316度46分、21.2メートルの地点</p>